

# 社会福祉法人礼文福祉会指定デイサービスセンター礼宝園運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人礼文福祉会が開設する社会福祉法人礼文福祉会指定デイサービスセンター礼宝園（以下「当事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者並びに要支援状態にある高齢者等に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 当事業所は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（（平成18年厚労令34号）以下、「運営基準」という。）に基づき、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることに努めるものとする。

2 当事業所は、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）における通所型サービス（以下、「指定第1号通所事業」という。）について、前項の指定地域密着型サービスと同様に一体的に提供するものとする。

3 当事業所は、礼文町地域支援事業における生きがい活動デイサービス事業について、第1項の指定地域密着型サービスと一体的に提供するものとする。

4 事業の実施に当たっては、礼文町、関係機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人礼文福祉会指定デイサービスセンター礼宝園
- (2) 所在地 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ 766 番地の3  
(特別養護老人ホーム礼宝園併設)

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。（指定地域密着型通所介護及び指定第1号通所事業を兼務）

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用者からの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名 以上

生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。

(3) 介護職員 1名以上

介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、要介護状態の軽減又は悪化防止のために機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日、火曜日、木曜日とする。ただし、8月13日から8月16日及び12月29日から1月3日までの期間を除くものとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

(サービス提供時間は、午前10時00分から午後3時30分までとする。)

(利用者の定員)

第6条 1日の通所介護サービスを提供する定員は15名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護及び指定第1号通所事業の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ その他必要な身体の介護

(2) 入浴の介護

ア 入浴の形態

① 一般浴槽による入浴

② 特殊浴槽による入浴

(3) 機能訓練

(4) 送迎

(5) 食事の介助

(6) 相談・助言

(通所介護計画の作成等)

第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的

なサービスの管理、評価を行い、内容も本人又は家族に報告する。

(利用料等)

第9条 当事業所が提供する、事業の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額並びに礼文町長が定める地域支援事業実施要綱の額とする。

なお、当該指定地域密着型通所介護及び指定第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載のある利用者負担の割合により金額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる事項については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供

食材費及び調理費用として 1回につき 500円

(2) オムツ代

実費（それに要した費用額）

(3) 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提供し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、礼文町とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 生活相談員等は、事業の実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(秘密保持等)

第13条 生活相談員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約上の内容とする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第14条 当事業所は、利用者に対する介護事故を未然に防ぐよう努力し、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族や関係市町村に連絡を行うこととする。また、賠償すべ

き事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(損害賠償)

第 15 条 当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償する。守秘義務に違反した場合も同様とする。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り事業者の損害賠償責任を減じることとする。

(衛生管理等)

第 16 条 当事業所は、利用者の使用する食器その他の設備若しくは飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。更に、施設において感染症の発生又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業者は、生活相談員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 12 日

## 2 サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価を支払うものとする。
- ③利用者が当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできないものとする。

### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできないものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人礼文福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 24 年 3 月 1 日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規定の改正は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規定の改正は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規定の改正は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

この規定の改正は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。